



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 8 日 (木曜日) 号外 第 50 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

選挙管理委員会告示

- 宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出の最高額…………… 1
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3

頁

- 分の1の数…………… 1
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 1
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第71号

令和 4 年 12 月 25 日 執行の宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
候補者一人につき 30,465,900円

宮崎県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年12月1日現在次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,899人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 211,863人

宮崎県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年12月1日現在次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二	
宮崎市選挙区	110,725人
都城市選挙区	44,476人
延岡市選挙区	33,290人
日南市選挙区	14,262人
小林市・西諸県郡選挙区	14,806人
日向市選挙区	16,538人
串間市選挙区	4,879人
西都市・西米良村選挙区	8,532人
えびの市選挙区	5,157人
北諸県郡選挙区	6,841人
東諸県郡選挙区	7,294人
児湯郡選挙区	18,679人
東臼杵郡選挙区	7,515人
西臼杵郡選挙区	5,311人

宮崎県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年12月7日現在次のとおりである。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,903人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、そ

の総数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 211,891人

宮崎県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年12月7日現在次のとおりである。

令和4年12月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

宮崎市選挙区	110,769人
都城市選挙区	44,487人
延岡市選挙区	33,304人
日南市選挙区	14,264人
小林市・西諸県郡選挙区	14,807人
日向市選挙区	16,548人
串間市選挙区	4,877人
西都市・西米良村選挙区	8,534人
えびの市選挙区	5,153人
北諸県郡選挙区	6,843人
東諸県郡選挙区	7,293人
児湯郡選挙区	18,675人
東臼杵郡選挙区	7,517人
西臼杵郡選挙区	5,311人